

## ○障がい者割引の対象となる自動車の範囲について

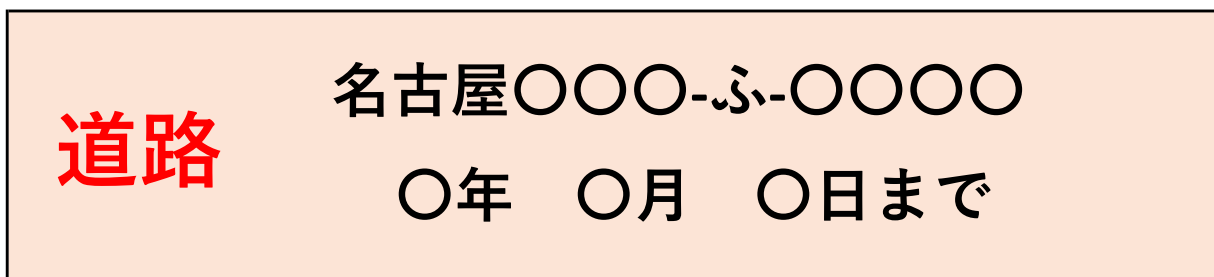
### (1) 対象となる障がい者の範囲

#### ① 障がい者ご本人が運転される場合（以下、「**本人運転**」といいます。）

身体障がい者手帳の交付を受けている方のみが対象になります。

【手帳への記載イメージ（シール）】

#### ●本人運転による障がい者割引が認められる場合



※自動車を事前登録されない場合、自動車登録番号等は記載されず、「自動車登録なし」と記載されます。

#### ② 障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合

（以下、「**介護運転**」といいます。）

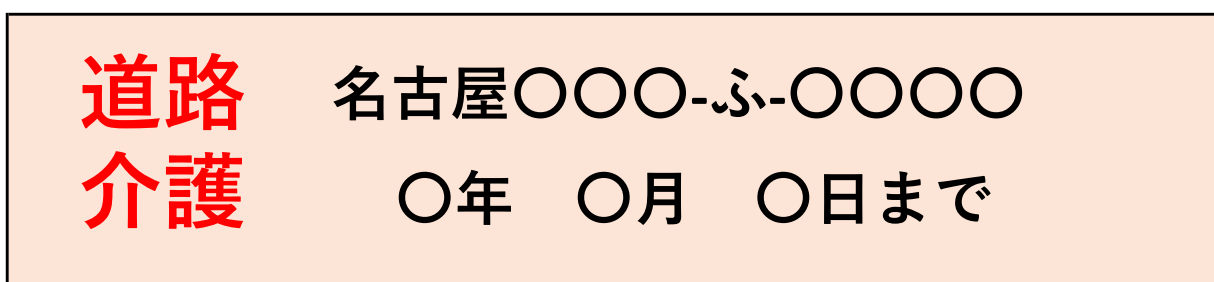
身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方が対象となります。（身体障がい者手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害をお持ちの方は障がい者ご本人が運転される場合も対象になります。）

（注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲となっております。

（15歳未満の重度の身体障がい者の方について、その保護者の方が代わって身体障がい者手帳の交付を受けられ、身体障がい者ご本人が乗車されていない場合、本割引の対象になりません。）

【手帳への記載イメージ（シール）】

#### ●本人運転に加え介護運転による本割引の適用も認められる場合



※自動車を事前登録されない場合、自動車登録番号等は記載されず、「自動車登録なし」と記載されます。

## (2) 対象となる自動車の範囲

対象となる自動車は表-1のとおりです。

表-1 対象となる自動車一覧表

自動車	適用範囲		
	事前申請において 登録できる自動車(注1)	事前申請において 登録していない自動車	
	本人運転・介護運転	本人運転	介護運転
<b>乗用自動車</b> 自動車検査証等の「用途」に「乗用」と記録されている もので、乗用定員が10人以下のもの。 	○ (注2)	○	○
<b>貨物自動車</b> 自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されている もので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人 以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの 又は乗車設備と荷台が仕切られるもので最大積載量が 500kg以下のもの。 	○ (注2)	○	○
<b>特殊用途自動車</b> 自動車検査証等の「用途」に「特種」と記録されている もののうち、「車体の形状」に「車いす移動車(身体障がい 者輸送車)」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と 記録されているもので乗車定員が10人以下のもの。 	○ (注2)	○	○
<b>二輪自動車</b> 総排気量が125ccを超えるもの。 	○ (注2)	○	○
<b>レンタカー</b> 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、 上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車、 二輪自動車。 	×	○	○
<b>借用自動車(代車等)</b> 車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、 上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車 二輪自動車。 	×	○	○
<b>介護・福祉タクシー、一般タクシー(注3)</b> 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車 運送事業若しくは同条第2号に定める特定旅客自動車 運送事業に係る上記記載の乗用自動車、特殊用途自動車の うち、「自家用・事業用の別」に「事業用」と記録されているもの。 	×	×	○
<b>福祉有償運送車両</b> 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送 のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償 運送に係る上記記載の乗用自動車、特殊用途自動車。 	×	×	○

(注1) ETC利用申請を行うためには自動車の事前登録が必要です。

(注2) 次の所有者要件を満たす自動車に限ります。

自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」に記録されている事項

(所有者の記載がない電子車検証の場合、電子機器等により車検証情報を確認する)

①本人運転

- 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

②介護運転

- 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- 上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方  
(日常的に介護している方の所有する自動車を登録する場合は、申請者との続柄の欄に「介護者」と記入してください。)

※割賦契約(ローン)又は長期の賃貸借契約(長期リース)により自動車を利用している場合で、自動車検査証当の「使用者の氏名又は名称」に上記に該当する方の氏名が記録されているものは対象となりますので申請の際は、割賦契約書又はリース契約書をお持ちください。(割賦契約の場合は、代金支払債務が残っている場合に限り)

※対象とならない自動車

以下の自動車は対象になりません。

- 割賦契約(ローン)や賃貸借契約(リース者やレンタカー)等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等「所有者の氏名又は名称」又は「死傷者の氏名又は名称」に法人名が記載されているもの(ただし、重度の障害をお持ちの方が介護運転として利用される、タクシーや福祉有償運送車両を除きます)なお、法人名義の自動車を個人的に利用する場合や、営業や事業の手段として自動車を利用する場合も本割引の対象になりません。
- 上表の範囲外の自動車(軽トラック等)や「×」と記載の自動車の他、乗合タクシー、デマンドタクシー等は本割引の対象になりません。
- 貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているもの
- 外見上営業のために使用していることが明らかであるもの。(例:回転灯・行灯がある自動車当(ただし重度の障害をお持ちの方が介護運転として利用される「、タクシーを除きます))

(注3) ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは本割引は適用されませんので、タクシーの予約時又は乗車する前にタクシー会社又は乗務員に本割引を利用する旨とETCカードでの精算を希望される場合はその旨も必ず申し出氏、利用できるか確認の上ご乗車ください。